

大阪大学リーダーシップ教育研究会 第9回会合

文責：大阪大学大学院国際公共政策研究科
博士前期課程1年 有本はるか

【日時】2010年1月29日（金） 13:00～15:00

【場所】大阪大学豊中キャンパス OSIPP 棟 6階 プロジェクト研究室

【内容】ご発表

- テーマ「産学官 NPO 志民連携による新たな人材養成システムのあり方」(配布資料有)
- 高島 徹先生
大阪大学産学連携推進本部准教授（特任）

【参加者】(五十音順・敬称略)

大澤 恒夫(弁護士・大阪大学大学院国際公共政策研究科 客員教授)、木川田 一榮(大学教育実践センター教育実践研究部キャリア教育支援部門教授)、小林 昭生(大阪大学国際公共政策研究科特任教授)、高島 徹(大阪大学産学連携推進本部准教授(特任))、多胡 圭一(大阪大学名誉教授・千里金襴大学学長)、仁木恒夫(大阪大学大学院法学研究科准教授)、野村 美明(大阪大学大学院国際公共政策研究科・高等司法研究科教授)、平井 啓(大阪大学コミュニケーションデザイン・センター、大阪大学大学院人間科学研究科/医学系研究科 助教)、大和谷 厚(大阪大学・医学部保健学科長)、和住 麻矢(株式会社ポラリス・セクレタリーズ・オフィス 代表取締役)

1. 高島先生のご発表

<目的>

リーダーシップ教育を進めていくときに何かシステムのなものを参考に出来ないか

<全体構成>

- ・若手研究人材の養成事業
- ・新たな人材養成の視点
- ・地域再生人材養成システムのあり方(財政面からの観点)

<高島先生の経歴>

- ・学生時代：工学研究科、法務研究科専攻。住宅問題について関心。→社会問題の解決へ関心。
- ・研究所時代：約50件のプロジェクト(例) これからの住宅政策について、花博などの民間事業。

- ・LEC 大学時代：キャリア開発学演習。
 - ・大阪大学時代：産学官連携活動
- *社会貢献、次世代へつなげていくことを目的

<イノベーション創出若手研究人材養成事業の概要>

- ・目的

→ポスドクなどの学生を社会に通じるように養成する。

- ・内容

→インターンシップ（ポスドク、学生を派遣して実際の仕事を見聞きさせる）、ワークショップ、データベースの作成。

- ・現状と課題

→①事業面と法務面への意識と技術の乖離。

②理論と実務のバランス。

③リーダーへの意識

④産学官連携意識

*これらをどうトレーニングするか？

<新たな人材養成システムの視点>

- ・文理融合人材養成の重要性

→科学の単位 80%、法律科目 20%とするなど。

- ・理論、実務の融合

→社会に役立つなら重要。そういう人材を養成していくには社会に触れることが大事。

- ・養成システムイメージ

→地域産業界でのフィールドワーク。

<地域再生人材養成システム>

- ・前提

→学内に加えて学外、地方自治体のリソースなどの外部資金の活用を考える。

（例）地域再生人材創出拠点の形成（文部科学省）

- ・目的

→大学、自治体と連携して地域を活性化する人材を輩出する。

- ・方法

→リソースと資金を使って養成システムを検証。

- ・参加機関

→大阪大学、吹田市などの地方自治体を希望。

- ・対象

→（例）環境：吹田市の環境政策実現のための人材の養成。

<高島先生からの提案>

- ・地域の再生の観点から人材養成システムを図る。

→地域の人材養成システムが変わると地域の人材が変わり、政策、産業が変わり、さらには日本、世界の発展へ変わるのではないか。

2. ご意見、ご質問

<新たな人材養成システムの中身>

- ・地域再生の人材をつくるという観点から、その地域の政策課題や企業の問題に焦点をあててカリキュラムをつくる（特に大阪。）

- ・5年前からいろいろな大学で取り組んでいる。

→特に関西の大学。阪大はもたが、関大では取り組んでいる。しかしまだ発展途上。

<吹田の街づくりのプログラム>

- ・二つのコンセプト（市民の政策課題取組みの提言及び政策実現への参加）

→市民の視点を政策に入れることが前提。1年間の実施期間内において**市民研究員**を広報し、専門知識を有した役員に研究プランを立ててもらい、さらには研究指南をするファシリテーターをプランに組み入、三位一体となって地域の問題について市民も参加して解決に取り組んで成果を出していった。

- ・大事なテーマ

→環境、健康、高齢者社会、子育て：これらを1年間研究して、非常にレベルの高い成果がでた。

- ・市民参画プログラムの重要性

→市民も参加して研究していく。主婦や会社員、自営業の方も研究員に入っている。

・高島先生の発表内容との比較

→自治体と政策課題に対応するようにして、市民の意向を反映する：精神（そこにあるあり方）に近い。

・大学と自治体で連携して、場合によっては一体となる形で資金（文部科学省からの補助金）を調達する。

→***自治体と阪大が結びつくことが大事。**

<資金の上限は？>

・年間で5000万。

→この予算でシステム自体は動くことが可能。

<修正したい点はどこか？> *申請について*

・申請をする際に、一部局か？複数の部局か？他の大学を巻き込めるか？（教育連携のプログラムでは地域の他の大学としたほうが広がる）

→部局でやるよりも部局を超えた人材でコンセンサスをとらないといけないので、将来的には地域の他の大学と行うほうがいいのでは？

・地域のテーマによってはあり得る。

→大学が提案し、自治体が協賛する。

（例）神戸大学が提案し、連携自治体が協賛（緩やかな連携）。

・具体的な手順

→12月末～2月末にかけて自治体や大学との連携の調節し、中身をどうするかについては申請する。

<教育課程は阪大のドクター、ポスドクの学生に限定するか？>

→対象の限定はない。学部生でも院生でもいいし、地元の社会人でも良い。

<産学連携推進本部「クリック」ではどう考えるか？>

・まだ事業中。

→何にフォーカスするかが問題。地域再生であれば実際の地域再生の側面から入っていつてそのテーマに一番フィットした先生方に組み立てて研究していただく。

スペシャライズしないと色が無い＝全くゼロから行うのは苦しい。

・これは社会学連携と繋げていける。

<社会学連携について>

- ・ 独自でやるには相当の気概と死ぬ気が必要（危険なリーダーシップ）
- 気概がないと（その気にならないと）、社会学連携などの新たな仕組みを作ることは不可能。いわゆる絵に描いた餅となる。

*** 阪大独自の人材養成プログラムをどう作っていくかが問題。**

- ・ どういうイメージで社会学連携を捉えるか？ = 社会学連携は何をやっていると捉えるか？
- **社会に出て、社会に触れる。**
フィールドワークを含めて、リーダーシップあるいはコミュニケーションを大学で教育していく。

< 新たな社会学連携の観点 >

- 大阪大学主体でやっつけよう。継続的な枠組みにしていこう。他方では多様なプロジェクトをやっつけようというものもある
- ・ 5年あれば、若い研究者が世の中の役に立つように育ていける（就職できる）。
- *** そのために何を残したいのか、残せるのか？** : 5年で本当に就職できるのか？ 研究所で雇ってもらえるのか？ そういった連携ならば可能ではないか。
- ・ トレーニングして能力を高め、5年でポジションを得られるようになれば、それが理想論。自治体の中でNPOの形にしていこう。また、企業もそうした準備に取り組むことも大事。
- ・ **医学だろうとなんだろうと、「やりたい」という意志を持った人が大事。**

< 他大学の取組み >

- ・ 慶応、立命館、早稲田、同志社など。
- 慶応は28の科目があり、リーダーシップのプログラムを行っているのは慶応のみ。
- ・ 体を張った先生が多い：良質なプログラムとなる。
- ・ 注目すべきは「同志社のキャリアセンター」
- 中小企業の課題に学生が一緒になってプロジェクトに取り組むプログラムが実施されており、中小企業と学生が一体となって**学び合う**ことができる。*** 「学びあう」ことが従来にない教育で大事な点。**

< 人材育成について >

- ・ 学生のため

→そこを切り口にお金を配分するべき。

- ・経済学研究科や法学研究科に「企業プロジェクト」があるが、目的が明らかにされていない。

→高島先生のお話にもあった基本的な考え方（「学生のため」）を共有できない。

<社会学連携を動かすために大学制度の改革が必要>

- ・継続的な資金あるいは概算要求。

→概算要求になると、一部局のみになってしまい全部局にはできない。*ここが問題。

（部局化するとコミュニケーションデザイン・センターを作ってもその部局だけで終わってしまい、何のために作ったのか分からなくなってしまう。）

- ・横にさせる仕組みが必要。

→固定化せず、不安定であっても協議会のようなものを作るべきではないか。

全てプロジェクトベースにして、新たな組織を作るべき。

永続的に動く仕組みが大事。

<教育方法論について>

- ・**教え合うのではなく学び合うことが大事（teaching から learning へ）。**

→「しかし本当にそうなのか？」：これが交渉教育、法教育にも出てくる問題（リーダーシップも同じ）。

これを整理して、リーダーシップの話に進めていくことが重要

3. 次回の予定

<予定日時>

- ・2010年4月19日または26日の17時頃。

<発表内容>

- ・**法教育の理論と方法論。**

→法律家が行っている教育（法律家が何をしようとしているか）について。

<発表者>

- ・野村先生（理論について）と大澤先生（実践について）の合同発表。